



「交換しないと漏電!?!」

不安をあおる分電盤の点検商法にご注意ください!

分電盤の点検商法の相談が急増しています。無料で点検すると来訪し、不安をあおり分電盤の交換工事の契約をせまる業者に注意し、被害を防ぎましょう。

分電盤って点検するの?

分電盤を含む家庭用の電気設備は**4年に1回の法定点検**が電力会社に義務づけられています!

Point!

- ・必ず事前に**書面で通知**がある
- ・**登録調査機関の調査員証**を携帯した調査員が行う
- ・屋外の配線やメーターなどを点検する
- ※任意で屋内(分電盤)の点検も依頼可能
- ・不在の場合は屋外の点検のみ実施される

※**法定点検で契約を持ちかけることはありません!!**



お住まいの地域の電力会社はこちらから確認できます。

こんな言葉に気をつけて!



「**無料点検をします**」
 「**分電盤交換は法律で定められています**」
 「**すぐに工事しないと危険、漏電による火災は保険がおりません**」

業者から電話や訪問があったらどうしたらいいの?

- ☑ **突然点検を持ちかける業者には安易に点検させない!**
電話や訪問で電力会社を名乗るなどして、突然点検を持ちかけられた場合は注意しましょう
- ☑ **不安をあおられても慌てて契約しない!**
「法律で定められている」「このままでは危険」など不安をあおられてもその場で契約せず、十分に比較・検討しましょう
- ☑ **不安に感じたら、1人で悩まず消費生活センターに相談する!**
契約後や工事終了後でもクーリング・オフ等ができる場合があります

【相談日】毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター(市役所別館4階 48番窓口)

【電話】463-1111(内線2256)

契約に関するトラブル(商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど)、
靈感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

